

---

# 第9期大東市総合介護計画

～あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり～

---

概要版(案)

令和 年 月  
大東市

# 計画の基本的な考え方と基本理念

## 1 計画策定の趣旨

わが国の高齢者人口は、令和24年（2042年）にピークを迎えると予測されています。中でも75歳以上人口が過去10年間で急速に増加しており、今後令和17年（2035年）頃までは85歳以上人口が一貫して増加する見込みとなっています。またこれに伴い、認知症高齢者の増加、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加といった課題に直面しています。

本市においては、75歳以上人口のピークが令和9年（2027年）になると推計されており、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする本計画での取り組みが重要となります。また、介護ニーズが急増する85歳以上人口がピークとなる令和17年（2035年）、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22年（2040年）を見据えて、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた柔軟な事業所整備を含む介護サービス基盤の整備と介護人材の確保に取り組む必要があります。以上を踏まえ、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の実現に向けて「第9期大東市総合介護計画」を策定します。

## 2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

本計画は、いわゆる団塊の世代が75歳となる令和7年（2025年）を経て、85歳以上人口がピークとなる令和17年（2035年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた計画とし、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



## 3 本計画がめざすまちの姿

高齢化の進行や介護を必要とする高齢者の増加を見据えた課題等の対応に長期的な視点に立って取り組むとともに、最期まで笑顔で暮らすことのできるまちの実現に向けて、「地域包括ケアシステム推進における協働の重要性」「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「高齢者の意思と自己決定を支える取り組みの推進」「地域共生社会の実現」「人権の尊重」の5つの基本視点を踏まえ、施策を推進していきます。

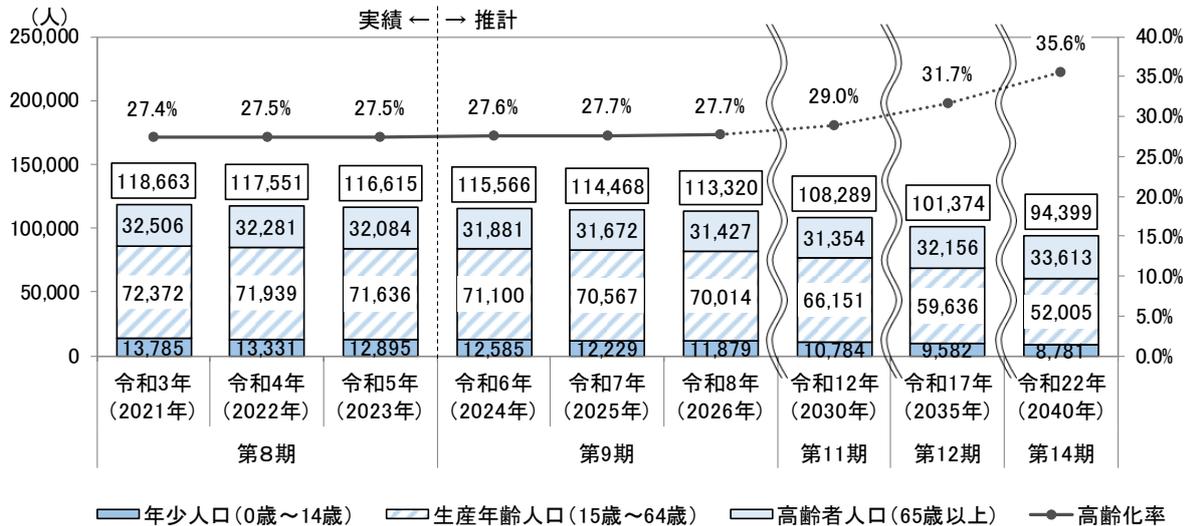
め ざ す 姿

あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり

# 大東市の高齢者を取り巻く現状

## 1 総人口及び高齢者数の推移と推計

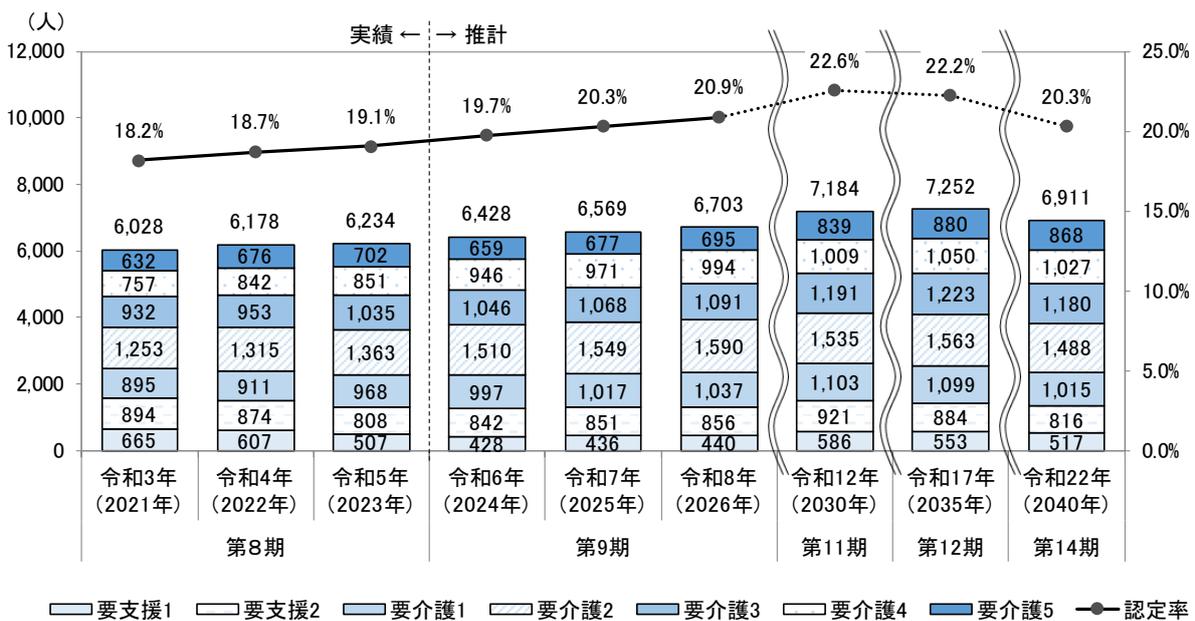
総人口は減少傾向で推移し、令和8年で113,320人となる見込みです。高齢者人口は令和12年までは減少傾向で推移しますが、令和17年には増加に転じる見込みです。高齢化率は今後も上昇傾向で推移する見込みです。



※資料：実績値は住民基本台帳 各年9月末日現在、推計値は住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計

## 2 要支援・要介護認定者数の推移と推計

要支援・要介護認定者数は今後も増加傾向で推移し、令和8年では6,703人となりますが、令和22年(2040年)には減少に転じる見込みです。認定率は、令和12年の22.6%まで上昇傾向で推移した後、令和22年(2040年)にかけてやや下降する見込みです。



※資料：実績値は厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年9月末日現在、推計値は地域包括ケア「見える化」システムで推計

# 施策体系

基本理念	あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり
基本視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域包括ケアシステム推進における協働の重要性</li> <li>(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</li> <li>(3) 高齢者の意思と自己決定を支える取り組みの推進</li> <li>(4) 地域共生社会の実現</li> <li>(5) 人権の尊重</li> </ul>
基本目標	基本目標1 地域包括ケアシステムの強化・充実 施策1 地域包括ケア体制の整備・充実 施策2 高齢者セーフティネットの構築 施策3 とともに生きる福祉の心の育成
	基本目標2 生きがいづくりと社会参加の促進 施策1 生涯現役支援の推進 施策2 高齢者の雇用・就業対策の推進
	基本目標3 介護予防・健康づくりの推進 施策1 介護予防・自立支援・重度化防止 施策2 高齢者の健康維持・増進の支援
	基本目標4 高齢者の尊厳を守るための取り組み 施策1 認知症高齢者対策の推進 施策2 権利擁護の推進 施策3 高齢者虐待の防止・救済
	基本目標5 安心して生活できる環境の整備 施策1 高齢者等が生活しやすいまちづくり 施策2 高齢者に配慮した住環境づくり 施策3 災害や感染症対策に係る体制整備 施策4 介護に携わる家族の健康管理等支援
	基本目標6 安定的な介護保険事業の実施 施策1 介護保険サービスの充実 施策2 地域支援事業の充実 施策3 介護保険事業の円滑な実施に関する方策 施策4 介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化 施策5 介護保険制度の円滑な運営

# 第9期大東市総合介護計画におけるポイント

## 基本目標1 地域包括ケアシステムの強化・充実

地域全体で高齢者を総合的にサポートするために、その中核となる地域包括支援センターの体制強化を図ります。また、地域包括支援センターを中心としたネットワークにおいて、高齢者が安心して暮らすことができるための地域の基盤づくりに取り組みます。併せて、地域に暮らす全ての人を対象とする地域共生社会を目指すにあたり、福祉の心の育成にも取り組んでいきます。

施策	取り組み	主な内容
1	地域包括支援センターの機能強化	●地域包括支援センターと即座に相談することができるテレビ電話窓口の設置
	医療サービスの充実、介護・医療の連携強化	●「大東市・四條畷市救急連携シート」の活用による救急搬送に要する時間の短縮や搬送先病院での適切かつ円滑な診療へのつなぎ
	地域ケア会議の推進とケアマネジメント力の向上	●小地域ケア会議の機能充実による効果的な支援ネットワークの構築 ●地域包括支援センターの主任介護支援専門員とりハビリ専門職による、要介護1・2の新規プランに対する自立支援事例検討会(訪問型)の開催やケアプランアドバイスの強化による介護支援専門員のケアマネジメント力の向上
	生活支援サービスの充実	●高齢者の自立した生活を支援するためのコードレス掃除機レンタル事業の充実
2	高齢者セーフティネットの構築	●地域包括支援センターを中心に、民生委員児童委員、校区(地区)福祉委員、介護サービス事業所等の連携強化 ●地域の安心見守り活動の協力事業所の拡充 ●協力事業所における見守り活動内容等の情報発信 ●地域の安心見守り活動に関する協定における協力事業所向けに認知症サポーター養成講座等の実施 ●あんしん・通報システムの貸与事業と他の事業との連携による重層的な見守りの実施 ●地域 SOS カードのさらなる登録者の拡大を図るための効率的な情報収集

## 基本目標2 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が地域社会の一員として生きがいをもっていきいきと活躍できるよう、高齢者の活動の場を充実するとともに、周知・情報発信により高齢者の社会参加を促していきます。また、働く意欲のある高齢者が希望通りに就労できるよう支援を行います。

施策	取り組み	主な内容
1	生きがい・役割づくり	●高齢者の退職後のセカンドライフの充実を目的とした地域活動の紹介、講演、住民間の交流の場等を提供するイベントの開催 ●生活サポート事業の生活サポーター、通いの場への移送サービス事業のボランティアドライバーなどの活動を高齢者の活動の場として周知、PR

		<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者向けスマートフォン教室の開催、スマートフォンの利用方法をサポートするサービスの実施</li> <li>●企業等と就労的活動を希望する高齢者をマッチングするコーディネーターの配置</li> <li>●「高齢者のための暮らしの情報」への生きがいづくりや役割づくりに関する情報の掲載</li> </ul>
--	--	--

### 基本目標3 介護予防・健康づくりの推進

介護予防のための通いの場において専門職によるアプローチを推進するとともに、かかりつけ医等が関与できる仕組みづくりにも取り組んでいきます。また、疾病予防・重症化防止の取り組みや健康意識の醸成に取り組めます。

施策	取り組み	主な内容
1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●後期高齢者に対する地域支援事業・保健事業の一体的な実施</li> <li>●広報等を通じた情報発信、普及・啓発</li> <li>●通いの場におけるフレイル予防健康教育事業、フレイル状態の高齢者の把握及び保健指導等支援事業、健康相談の場づくり事業の推進</li> </ul>
	地域リハビリテーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●短期集中自立支援型サービス(サービスC)や地域リハビリテーション活動支援事業の拡充、周知、啓発</li> <li>●リハビリ専門職の質の向上を目的とした事例検討会や同行訪問の実施強化</li> <li>●医療機関やその他の関係機関・団体等との連携</li> <li>●ライフステージに応じたリハビリテーションの充実</li> <li>●リハビリテーションに携わる関係諸機関への普及・啓発</li> </ul>
	地域における介護予防の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大東元気でまっせ体操、お風呂で元気事業等の拡充</li> <li>●補助金を活用した介護予防拠点の整備</li> <li>●介護予防活動の啓発(いきいき介護予防相談会、普及・啓発講座等)</li> <li>●大東元気でまっせ体操参加者への体力測定・25項目チェックリストの実施</li> </ul>
	福祉用具レンタル事業所による介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉用具の調達費用の上限額見直し、品目の検討、幅広い周知</li> </ul>

### 基本目標4 高齢者の尊厳を守るための取り組み

令和5年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び国が策定する「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえ、認知症にやさしい地域づくりや、関係機関との連携、従事者の対応力の向上を図ります。また、権利擁護や計画的な高齢者虐待防止対策に取り組んでいきます。

施策	取り組み	主な内容
1	認知症にやさしい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症サポーター養成講座の受講対象の拡大</li> <li>●認知症カフェ(オレンジ倶楽部)参加者数、場所の拡大</li> <li>●「迷い人キャッチメール」の周知・登録促進</li> <li>●デジタル技術や機器を用いた認知症の人の見守り</li> </ul>

	認知症対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム員研修・認知症勉強会の開催による「だいとうオレンジチーム(認知症初期集中支援チーム)」の対応力の底上げ</li> <li>●認知症サポーターステップアップ講座の内容充実と受講者数の増加</li> <li>●医療との連携</li> <li>●地域包括支援センターが認知症相談窓口である旨の啓発</li> </ul>
3	高齢者虐待の防止・救済	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動従事者、協力事業所、警察等との連携による虐待防止の支援ネットワークの構築</li> <li>●介護保険サービス事業所等の関係機関向け研修の開催</li> <li>●地域住民へ向けた高齢者虐待防止に関する啓発活動</li> <li>●相談支援の技術向上、多職種との関係づくり</li> </ul>

## 基本目標5 安心して生活できる環境の整備

高齢者が外出する際の障壁をできる限り取り払い、積極的な外出を促していきます。さらに、高齢者の心身の状況やニーズ等に応じた多様な住まいの確保と入居支援等の取り組みを促進します。災害時には、避難等の支援体制確立、要介護者が継続的にサービスを利用できる体制構築に取り組みます。また、家族等介護者の負担軽減を図ります。

施策	施策名称	主な内容
1	移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大東市コミュニティバスのノンステップ型車両化、利用促進</li> <li>●通いの場へ参加する人の移動手段の充実、ボランティアドライバーの確保</li> </ul>

## 基本目標6 安定的な介護保険事業の実施

利用者の望む支援を適切に提供できるよう、介護保険サービス、総合事業をはじめとした地域支援事業の充実を図っていきます。介護保険サービス事業所の整備については、給付実績・見込み等を見極めたうえで柔軟に対応することにより適切なサービスの提供体制を整えていくこととしており、本計画期間においては、医療系サービスを含む複合型サービスの需要増加が見込まれることなども考慮し、看多機の整備を重点的に進めます。また、介護給付の適正化等、介護保険事業の円滑な実施に向けた取り組みを進めるほか、介護人材定着の取り組みや、サービスの質を維持するため業務の効率化を図ります。

施策	取り組み	主な内容
1	地域密着型サービス	●看護小規模多機能型居宅介護を新たに1カ所整備
2	地域支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防等の取り組みの推進</li> <li>●介護人材不足抑止のための自立支援・重度化防止の強化、新たな人材を増やすための取り組みの推進</li> <li>●デジタルやICTの活用による効率的な取り組みの推進</li> <li>●要介護1・2から重度化することを予防する取り組みの強化</li> </ul>
3	適切な要介護認定の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護給付適正化の主要3事業に位置付けられている法定のケアプラン点検の実施</li> <li>●要支援1・2、総合事業対象者についてのプランアドバイス(自立支援の為の確認・アドバイス)の実施によるケアマネジメント力の向上</li> </ul>

# 第9期計画期間中における介護保険料について

## 1 介護保険料算定にかかる事業費と保険料基準月額

標準給付費見込額 (A)	( 35,005,175千円 )	+	地域支援事業費 (B)	( 1,270,347千円 )
		=	( 36,275,522千円 )	
		×	第1号被保険者負担割合	23%
		=	第1号被保険者負担相当額	( 8,343,370千円 )
		+	調整交付金相当額	( 1,778,864千円 )
		-	調整交付金見込額	( 1,987,508千円 )
		+	財政安定化基金拠出金見込額	( 0円 )
		+	財政安定化基金償還金	( 0円 )
		-	準備基金取崩額	( 1,300,000千円 )
		+	審査支払手数料差引額	( 0円 )
		+	市町村特別給付費等	( 0円 )
		+	市町村相互財政安定化事業負担額	( 0円 )
		=	保険料収納必要額	( 6,834,726千円 )
		÷	所得段階別加入割合補正後被保険者数	( 90,754人 )
		÷	予定保険料収納率	( 98.8% )
		÷	12か月	
		≒	保険料基準額(月額)	( 6,352円 )